

本誓寺住職後任者の選定方法について（要項）

1 選定方法について

御門徒の皆様に希望する住職後任者をお書きいただき、少数であった者は住職後任候補を辞退することで住職後任者を定めます。

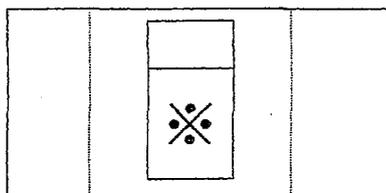
2 住職後任候補者について

住職後任候補者は、以下2名となります。

[長男] 吉田 明 （よしだ あきら） / [次男] 吉田 信 （よしだ まこと）

3 住職後任者記入用紙の書き方及び返信方法について

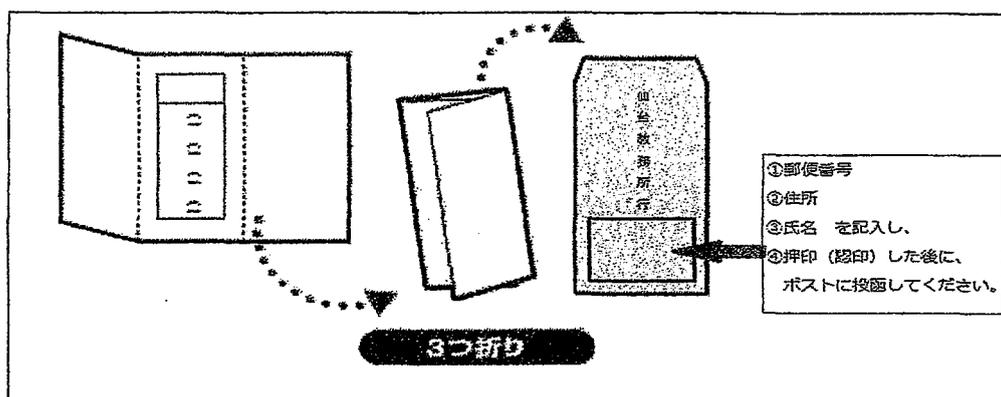
- (1) 希望する住職後任者の氏名を同封の記入用紙の「※部分」にボールペン又は万年筆でお書きください。



注) 希望する住職後任者の氏名を記入する際は、漢字フルネーム又はひらがなフルネームで丁寧にお書きください。

- (2) 住職後任者の氏名を記入した記入用紙は、用紙内側の点線に沿って、下図のように三つ折りにし、うぐいす色の返信用封筒に入れて封函してください。

- (3) 返信用封筒の下部の「差出人記入欄」に郵便番号、住所、氏名を記入し、氏名の横に押印（認印）した後、ポストに投函してください。



(4) 返信の締め切りは、2017年4月3日(月) 仙台教務所必着とします。

— 返信用封筒への住所・氏名のご記入のお願い —

今回、返信用封筒に住所・氏名を記入いただきますのは、①名簿に登載された方からの返信かどうか、②重複した返信がないかどうかを仙台教務所手元において確認することを唯一の目的としております。

当然のことながら、開封にあたっては、個人を特定できないように作業を徹底してまいります。また、返信用封筒に記載いただいた住所等につきましても、住職後任候補者の两人には公開しませんので、ご理解とご協力のほど、何卒、よろしくお願い申し上げます。

真宗大谷派 仙台教務所 (担当：菊池央哉)

お問い合わせ ☎022-297-2824

4 開封作業について

返信いただいた住職後任者記入用紙の開封作業を、2017年4月4日(火) 午後2時より、本誓寺本堂にて執り行います。

5 住職後任者選定に関する誓約内容について

今般の住職後任者の選定にあたって、候補者両氏が誓約された内容は以下のとおりです。

- (1) 両氏は、2017年3月5日付でそれぞれ本誓寺の候補衆徒又は副住職の職を辞退することに同意され、その申請書に署名押印して小職に提出されております。
- (2) 現在、本誓寺の諸会計を預かっている信氏は、本誓寺の会計年度末にあたる2017年3月31日をもって、当該会計の一切を小職に引き継ぐことに同意されております。
- (3) 両氏のどちらを住職後任者として希望されるか、郵便により御門徒の皆様のご意思を確認し、その意思を受け、どちらか一方が後任候補を辞退することで合意されております。
- (4) 両氏は、この誓約内容に違反したとき、また、御門徒のご意思を確認するにあたって不正行為を行ったときは、本山の定めによって処分されることに異議がないことを誓約されております。

- (5) 両氏は、自らが住職後任者となったときは、全ての御門徒に対して差別的な取扱いをすることなく、寺院規則に従って門徒の中から責任役員及び総代を選定し、今後の本誓寺の運営及び本山御依頼金の納入方法等について門徒総会に提案することを誓約されております。
また、本誓寺を離壇される御門徒に対して金銭の要求は一切行わず、墓地や過去帖の扱いも御門徒の意思に応じて誠実に対応することを誓約されております。
- (6) 両氏は、自らが後任候補を辞退したときは、期限を定めて境内建物から退去し、僧侶の籍も他の寺院に移すことを誓約されております。
- (7) 両氏は、今後、双方及び関係者に対して訴訟を提起する等、一切の異議を申立てないことを誓約されております。

6 3月5日開催、門徒説明会における決定事項及び質疑内容について

(1) 門徒説明会決定事項について

- ①後任者となった者は、今後、年1回門徒総会を開催して決算報告や事業計画及び予算の報告を行うこと。
- ②住職後任者選定までの間、門徒の希望により吉田明氏及び吉田信氏いずれもが本誓寺本堂を使用して葬儀、法事及びその他の法要を執行できること。
- ③各門徒が希望する後任候補を記した郵便物の開封作業は、本誓寺本堂において門徒に公開して執り行うこと。
- ④門徒の意思を確認するために送付する郵便物には、これまで長期間にわたり混乱を招いたことについてどのように受け止めているか、また、今後本誓寺をどのような方針のもと運営していくかを記した吉田明氏及び吉田信氏の文書を同封すること。

(2) 門徒説明会質疑内容について

- ・希望する後任候補者は二者択一なのか。どちらも選ぶことができないという選択肢はないのか。

⇒この混乱を一刻も早く解決するためには、後任者を速やかに定め、責任役員及び総代を選定して様々な問題を解決していくことが唯一の方法であると考えております。何卒ご門徒の皆さまにはご理解いただき、両氏の二者択一でお願いしたいと考えております。

・本山に納める賦課金の未納分はこれまでにどのくらいあるのか。

⇒本山に納めていただく金員には、本山経常費と呼ばれる「懇志金」と賦課金と呼ばれる「義務金」の2種類があります。懇志金の未納額は14,170,960円、義務金が1,746,300円。合計して15,917,260円となっており、住職の交代や責任役員及び総代の選定など宗教法人に関する諸手続きを行う際には、義務金の滞納がないことが条件となっておりますので、後任者が定まった後、義務金分についてはすぐに納入いただくよう指導してまいりたいと考えております。なお、実際に後任者に代表役員を引き継ぐのは、責任役員及び総代の選定と懇志金の納入計画等、会計面の方針が定まった後に交代することをお約束いたします。

・これまで代表役員や責任役員及び総代が不在の中、寺院の運営を行ってきた吉田信氏と関係した門徒には本山への納金を怠っていた責任問題があると思うがどのように考えるか。

⇒吉田是行前住職が亡くなられてから2年が経過しており、更にそれ以前から本誓寺の後継者問題に関する両氏のすれ違いは表出していたと認識しております。その間、寺院に対するご門徒の皆さまの不信感が年々深まり、混乱が大きくなってきた状況の中で、十分な寺院運営と会計処理ができなかったことは、ある意味致し方ない面もあったかと考えておりますし、亡くなられた前住職はもちろんのこと、その後実質堂宇を管理してきた吉田信氏の責任を宗派の規定において追及することはできません。

しかしながら、維持費を納めてきたご門徒の皆さまにとりましては、道義的に許せないというお気持ちがあることは十分認識しておりますし、どちらを後任者として希望されるか判断されるときには大きく影響してくるものと考えております。約束できますのは、会計処理や懇志金の納入計画等を含めた今後の方針がしっかりと定まらないままに後任者に引き継ぐことはないということで、何卒ご理解をいただければと思います。

(3) 住職後任候補者挨拶文について

門徒説明会の決定事項に基づき、後任候補者の両氏には下記の統一した項目にて文書を作成するよう依頼しました。

- ①本誓寺住職継承を巡っての争議について
- ②本誓寺住職を継承することに対する思いについて
- ③本誓寺住職を継承したのちの寺院運営について

以上の3点について、A4用紙の表裏に収まる程度で作成を依頼しております。

同封の挨拶状が提出された文書となりますので、後任候補者をご検討の際に参照ください。

以上